

02 利用の流れ

- みやぎ電子申請システムを利用した高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請等の流れを説明します。
- 本システムは、まず申請フォームに必要事項を入力していただきます（**仮申請**）。
- 仮申請後、申請先（保健所）での申請内容の確認後に、申請者宛てに支払い案内メールを送付します。
※ 許可更新申請、書換え交付申請、汚損・破損による再交付申請、廃止届は、電子申請と併せて、申請先（保健所）へ許可証（原本）の郵送提出が必要です。
- 支払い案内メールに記載のURLから決済（クレジットカード・PayPay）していただき、申請完了となります（**本申請**）。
- 許可申請については、立入検査が必要となります。本申請完了後に申請先の担当者より、日程調整のご連絡をさせていただきます。
- 許可証の受け取り方法は、「郵送受取」または「保健所受取」が選択可能です。
※ 「郵送受取（郵送料負担）」は、郵送料（530円）を申請手数料と併せて納付していただきます。
※ 「郵送受取（返信用封筒提出）」は申請時に返信用封筒（簡易書留、レターパック等）の提出が必要です。
※ 「保健所受取」は許可証発行後、受取窓口から電話連絡があります。

